

吸収分割に関する事後開示書類

2025年4月1日

ガリレイ株式会社

フクシマガリレイ株式会社

2025年4月1日

大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
ガリレイ株式会社
代表取締役 福島 豪

大阪市西淀川区竹島二丁目6番18号
フクシマガリレイ株式会社
代表取締役 福島 豪

吸収分割に係る事後開示書類

(分割会社：会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項)

(承継会社：会社法第801条第3項に基づく事後開示事項)

ガリレイ株式会社（2025年4月1日付で、フクシマガリレイ株式会社より商号変更。以下「分割会社」といいます。）及びフクシマガリレイ株式会社（2025年4月1日付で、株式会社フクシマガリレイ分割準備会社より商号変更。以下「承継会社」といいます。）は、2024年5月8日付で締結した吸収分割契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、2025年4月1日を吸収分割の効力発生日として、分割会社の営む業務用冷凍冷蔵庫及び冷凍冷蔵ショーケースの製造、販売及び施工ならびに付随する一切の事業（以下「本分割対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施しました。

本吸収分割に係る会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条ならびに会社法第801条第3項に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

分割会社は、2025年2月27日付で本吸収分割について、会社法第785条第3項及び第4項に基づき、株主に対して公告を行いました。同条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主

はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社においては、会社法第 787 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当する新株予約権者は存在しないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、本吸収分割における分割会社から承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

承継会社は分割会社の完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社は分割会社の完全子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 2 月 27 日付官報において債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社においては、知っている債権者が存在しないため、個別の催告は行っていません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2025 年 4 月 1 日をもって、本吸収分割に基づき、本分割対象事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：29,641 百万円（概算値）

承継負債の額：19,453 百万円（概算値）

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 1 日

6. 吸収分割に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

以上